

浜松市上下水道部公告第 2 5 7 号

浜松市上下水道部の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び浜松市上下水道部契約規程（昭和 4 1 年浜松市公営企業局管理規程第 1 7 号）が準用する浜松市契約規則（昭和 3 9 年浜松市規則第 3 1 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 1 月 7 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 令和 7 年度 堀留川上流エリア伊場第 1 排水区外雨水対策施設基本計画検討業務
(課名 下水道工事課)
- (2) 業務委託の場所 浜松市中央区西伊場町外地内
- (3) 業務内容 令和 6 年度に貯留施設の実現可能性を検討した堀留川上流エリアの排水区の一部を対象として、浸水シミュレーションによる浸水要因分析のほか、既存排水路の配置状況や地形、土地利用等の状況を踏まえて、排水区域界、吐口、計画管路などを見直す等、雨水対策施設の基本計画を策定するために必要な検討を行うことを目的とする。
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 2 5 日まで

2 入札担当課

〒430-0906 静岡県浜松市中央区住吉五丁目 13 番 1 号

浜松市上下水道部下水道工事課

電話：053-474-7514

メールアドレス：gesuiken@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 入札参加資格

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 7・8 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類 3028：計画策定・統計業務委託）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市上下水道部物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱が準用する浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (6) 入札対象業務委託契約等において、業務に必要とする条件を満たしていること。
 - ①管理技術者は、総合技術監理部門技術士(上下水道)、上下水道部門技術士(上下水道)、R C C M(下水道)のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。
 - ②照査技術者は、総合技術監理部門技術士(上下水道)、上下水道部門技術士(上下水道)、R C C M(下水道)のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。
 - ③2021 年度以降に、流出解析モデルを用いた浸水シミュレーションおよび下水道による浸水対策検討業務の受託実績を有する者。

4 入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、【業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争）】を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期限

令和 7 年 11 月 17 日（月）午後 4 時 00 分まで（提出先に必着）

（持参の場合は、21 項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札担当課（2 項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①入札担当課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は 6 項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、110 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 入札参加資格確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は 12 項に記載のとおり。）を記載すること。

なお、入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、入札担当課へ連絡すること。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 入札担当課で受け取り

イ 郵送 (※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、110 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。)

ウ 電子メール (※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入札参加資格確認申請書に記載すること。)

(2) 確認結果の通知日

ア 入札担当課で受け取りの場合

令和 7 年 11 月 20 日（木）13 時から令和 7 年 11 月 25 日（火）までの間に、入札担当課で受け取ること。（21 項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和 7 年 11 月 20 日（木）までに発送又は発信する。

6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、又は電子メールで提出すること。

(2) 要求期限

令和 7 年 11 月 25 日（火）午後 4 時 00 分まで（提出先に必着）

（持参の場合は、21 項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札担当課（2 項に記載のとおり。）

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から 2 日以内に文書で行う。

7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、仕様書、業務説明資料等（以下「仕様書等」という。）は、次

のとおり提供する。

(1) 提供方法

ア 本市ホームページからダウンロード

イ 電子メールで送信 (送信希望者は、入札担当課に依頼すること。)

(2) 提供期間

公告開始日から令和 7 年 12 月 1 日 (月) まで

8 入札公告及び仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質問書を持参、郵送等 (一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)、又は電子メールで提出すること。

(2) 質問期限

令和 7 年 11 月 20 日 (木) 午後 4 時 00 分まで (提出先に必着)

(持参の場合は、21 項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

入札担当課 (2 項に記載のとおり。)

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 7 年 11 月 27 日 (木) から入札担当課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9 本件入札に関する説明会

開催しない。

10 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和 7 年 12 月 2 日 (火) 午前 11 時 00 分

(2) 場所 浜松市役所住吉庁舎 2 階 ミーティングルーム

(浜松市中央区住吉五丁目 13 番 1 号)

11 入札書の提出方法

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に入札担当課へ持参 (以下「事前提出」という。)

ウ 受領期限までに入札担当課へ郵送等 (一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間 令和 7 年 11 月 27 日 (木) から令和 7 年 12 月 1 日 (月) まで

(21 項に記載する開庁時間内に限る。)

イ 提出先 入札担当課（2 項に記載のとおり。）

ウ その他 別紙「入札書等の提出及び記入方法（業務委託・賃貸借用）」に従い、提出すること。

(3) 郵送等による入札書の受領期限及び送付先等

ア 受領期限 令和 7 年 12 月 1 日（月）まで（送付先に必着）

いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効とする。

イ 送付先 入札担当課（2 項に記載のとおり。）

ウ その他 別紙「入札書等の提出及び記入方法（業務委託・賃貸借用）」に従い、提出すること。

(4) 提出方法の予定の変更及び提出の取りやめ

入札参加資格確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、入札担当課へ連絡すること。

12 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札書等の提出及び記入方法（業務委託・賃貸借用）」のとおり。

13 入札方法等

- (1) 入札は総価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- (2) 第 1 回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務委託費等内訳書を提出すること。なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。
- (4) 1 回目の入札で落札者がいない場合には 2 回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等による提出による入札者は、2 回目の入札に参加できない。
- (5) 落札となるべき同価格の入札者が 2 人以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。
- (6) 事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後 5 時までに入札結果を電話又はその他の方法で連絡する。
- (7) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

14 最低制限価格の設定

無し

15 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 本件入札に参加資格する資格を有しない者のした入札
- (2) 本件入札の入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 本件入札の入札参加資格があると確認され、その後入札執行時点までに4項に掲げる参加資格を失った者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 郵送等により入札書を提出した者のうち、本件入札公告に定める受領期限を過ぎて入札書が到達した者のした入札
- (6) 記名押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 入札事項若しくは価格を表示しない又は不明確な入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 本件入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (11) 入札に際して不正の行為があったと認められる入札
- (12) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

※ 開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

16 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

17 前金払及び部分払

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

18 契約書の作成

要

19 契約に関する特記事項

なし

20 期間の計算

本件公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

21 開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）